

し、各施設の独自性を發揮していくことが求められている。

<事例：高齢者の生きがいづくりの朝市から町の顔に発展した農産物直売所>

岐阜県恵那市山岡町（旧山岡町）では、町の持ち味を活かした町づくりを住民自らの手で進めていくため、平成7年、「21世紀委員会」を立ち上げ、農業や福祉など23の部会で住民主体の議論が進められた。その一つの「生きがいの場づくり部会」の提案により生まれたのが、「山岡のおばあちゃん市」である。

毎週日曜日に開催されるこの朝市では、野菜、農産加工品等を作り手自らが販売するという形を取ったため、おばあちゃん達との交流を求めて、近隣のみならず名古屋市や岐阜市等からの顧客でもにぎわうようになった。

活動が活発化するなかで、常設の店舗が欲しいという声が生まれ、12年には空き店舗を利用して、「おばあちゃんの手作りの店」が開店した。ここでは野菜、農産加工品等の販売に加え、6つのグループが日替わりで郷土の伝統食を用いた「おふくろ定食」を安価で提供し、地元の高齢者の集う場、町内外の人々があふれあう場として機能している。

さらに、16年4月には道の駅「おばあちゃん市・山岡」が開設され、「おばあちゃんの手作りの店2号店」が入居し、バスツアーの団体客やドライブ客等の立ち寄り客も取り込むようになった。

これらの3つの店舗は、それぞれが異なる形態をもっており、様々な顧客層の取り込みに成功している。この結果、16年度上期の売上高は計1億円を超すに至っている。また、車の運転のできないおばあちゃんのために家族が商品の運搬を手伝ったり、中年層を対象にした「おかあさんの畑」事業を実施し、後継者育成に取り組むなど、高齢者の生きがいづくり、家族内や世代間の交流の促進等の効果も大きなものとなっている。

（グリーン・ツーリズムは一部の地域で盛んになりつつあるが、課題も多い）

ゆとりやいやしを求める国民の志向の高まりのなかで、国民の旅行に対するニーズも多様化しており、農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムに対する関心も高まっている。都市住民に対するモニター調査によれば、34%の人が過去1年間にグリーン・ツーリズムを体験したことがあり、今後、体験したいという人は79%に達している^{*1}。

しかしながら、グリーン・ツーリズムの一つの形である農家民宿の年間利用者総数は、国内観光旅行宿泊者数の3%にとどまっている^{*2}。また、15年の宿泊を伴う国内の観光旅行は、年間1人当たり、旅行回数1.3回、宿泊数2泊と落ち込んでおり^{*3}、旅行に行かなかった理由として、「金銭的に余裕がない」、「連続して休めない」等をあげた人が多くなっている（表III-5）。このように、都市住民を中心としたグリーン・ツーリズムに対する潜在的な需要があるとみられるものの、国内の旅行をめぐる厳しい環境のなかで、実際の需要として顕在化していないという課題をかかえている。

*1 農林水産省「平成14年度食料品消費モニター第4回定期調査（農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に関する消費者意識について）」（15年8月公表）。全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象として実施したアンケート調査（回収率99.0%）。

*2 農林水産省調べ。

*3 国土交通省「平成15年度観光の状況に関する年次報告」（16年6月公表）

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村における効果をみると、地域住民の意識の変化や都市住民の農村に対する理解の増進等の面では一定の成果をあげているが、新たな雇用の創出等の経済的な効果までには至っていないと受け止められている。その理由としては、「推進体制整備が不十分だった」、「明確な戦略検討（販売対策等）が不十分だった」等があげられている^{*1}。

こうしたことから、今後は、身近で手軽な活動メニューの提供等地域の立地特性等を活かした取組の差別化や多様化、ノウハウの蓄積、地域ぐるみでの受入れ体制の整備、情報提供の充実等が重要となっている。

（地域の異業種の間で農業に対する関心が高まっている）

農業と同じく、地方経済の低迷のなかで厳しい状況におかれている建設業、観光業、商工業等地域の他産業のなかには、地域固有の資源である農業や農村地域に着目する動きが現れている。

例えば、建設業においては、公共事業が大きく減少するなかで、新分野への進出により経営改革を図ろうという動きが活発化しており、農林水産分野もその分野の一つとして注目されている（図III-27）。これは、建設業が保有している機材を活用できる場合があることや、建設業に就業している従業員の中には農家出身の者も比較的多いこと等が影響していると考えられる。

また、国内の宿泊旅行が落ち込むなかで、旅館業界では、地元の食材を料理に活用することで差別化や高付加価値化を図る動きも活発になっている。しかし、地元から調達できる品目数や数量の確保等の問題から、具体的な取組は十分には進んでいない。例えば、大分県X町の宿泊施設・飲食施設を対象とするアンケート調査によれば、多くの施設が食材を卸売業者から購入しており、町内の契約農家から米、野菜を購入している割合はそれぞれ13%にとどまっている。一方で、今後、地元の食材を購入したいという希望をもっている施設は8割にのぼっており、その条件として、①鮮度65%、②価格63%、③おいしさ58%、④安全性47%、⑤持続的な対応38%があげられている^{*2}。今後は、旅館業界のニーズの把握や農業側からの食材の提案等、双方の意思疎通を深めていくことが求められる。

（地域内で農業と異業種との連携の動きが現れはじめている）

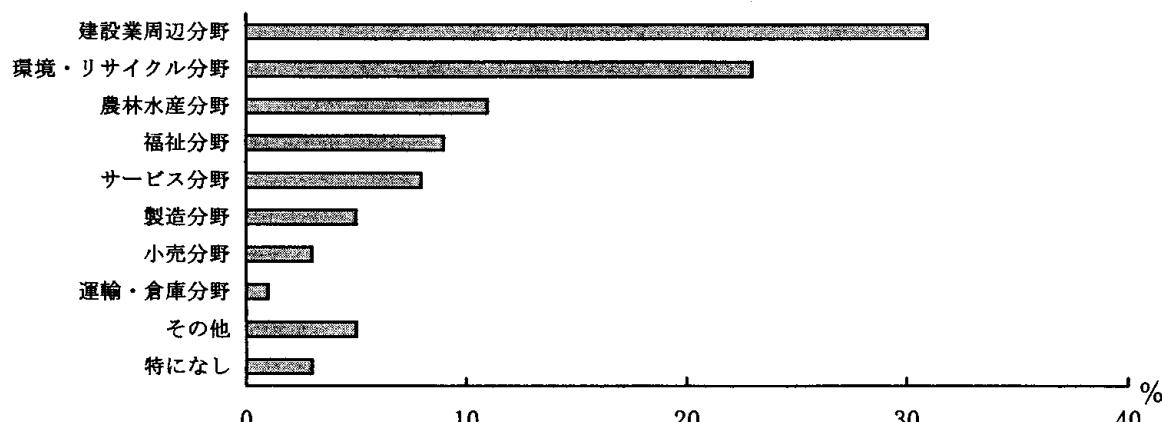
このように、農業と地域の他産業が相互に関心を強めているなかで、農業を含めた地域の各産業が連携し、農業・農村を地域共有の資源として活用し、地域経済の活性化を図ろうとする動きが各地で現れている（図III-28）。

例えば、まちの活性化に取り組む商店街や温泉街等が地域の農業者に働きかけ、地場の農産物を活用した特産品の開発、農産物直売所や朝市の開設、グリーン・ツーリズム等に取り組むことにより、まちの活性化につなげようという取組が行われている。一方、農業

*1 （財）農林漁業体験協会（現・（財）都市農山漁村交流活性化機構）「日本型グリーン・ツーリズム実態調査」（13年3月公表）。都市農村交流等に実績のある全国の1,600市町村を対象として実施したアンケート調査（回収率43.1%）。

*2 （財）農村地域工業導入促進センター「内発型産業創出支援システム構築に関する調査報告」（13年3月公表）。X町の宿泊施設・飲食施設を対象としたアンケート調査（回答総数72）。

図III-27 経営革新に取り組む企業の新分野への進出状況(建設業)



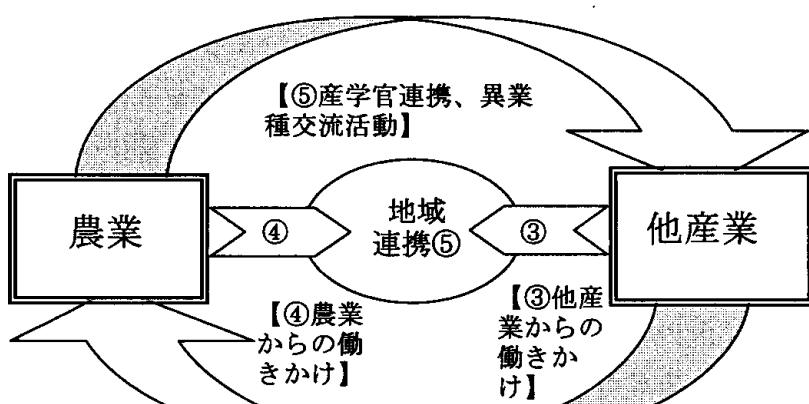
資料：国土交通省「地域の中小・中堅建設業の新分野進出など経営革新に係る実態アンケート調査」（16年3月公表）

注：1) 新分野進出等経営革新に取り組む563の建設業者・団体を対象として実施。本設問の回答総数は403。

2) 「建設業周辺分野」は、リフォーム、まちづくり等である。

図III-28 農業と他産業の関係の深まり

【①農業から他産業分野への進出】



【②他産業からの農業への進出】

取組の類型	取組の内容	取組の例
農業と他産業の相互進出	①農業から他産業分野への進出	・農業者による農産物直売所、グリーン・ツーリズム等の取組 <事例>山岡のおばあちゃん市（岐阜県恵那市）
	②他産業から農業への進出	・建設業による農林水産分野への進出 ・旅館業界による地元農産物の活用
農業と地域の他産業の連携	③他産業からの働きかけ	・商店街や温泉街の活性化のため、農業側が協力 <事例>北の屋台（北海道帯広市）
	④農業からの働きかけ	・地域の他産業との連携で農産物の新たな販路等を開拓 <事例>世羅高原6次産業ネットワーク（広島県世羅町）
	⑤産学官連携、異業種交流活動	・農業と他産業の産学官連携活動、異業種交流 <事例>プロジェクトF21（福島県域）

資料：農林水産省作成。

から他産業への働きかけにより、農産物の新たな販路の確保や農村資源の保全管理等につなげようという動きも現れている。このなかには、農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携を構築し、地域の食材、人材、技術その他の資源を効果的に結びつけることで、地域に密着した食品産業の振興を図る食料産業クラスター^{*1}の形成の動きもみられる。

こうした連携の動きは、地域の各産業が厳しい経済情勢におかれているなかで、地域をお互いの経済活動が展開される場であると再認識し、お互いの得意分野やノウハウを持ち寄ることで相乗効果を発揮させ、各主体と地域経済双方の活性化を目指すものとして評価することができる。

<事例：農業と地域の他産業の連携>

(1) 中心商店街の活性化に地域の農業が貢献（北海道帯広市）^{おびひろし}

平成13年に、帯広市の商店街の駐車場に20の屋台が並ぶ「北の屋台」が開業した。この屋台街を企画したのは、青年会議所の会員等有志約40人が母体となって生まれた「北の屋台ネット委員会」である。中心商店街の空洞化が進むなか、「ミニ東京を目指すのではなく、地域や場所の特性を活かした魅力的なまちづくりをしよう」と集まった彼らは、「人々の集う街のへそ」として、屋台に着目した。

同委員会が開業に向けて行ったアンケートの結果、屋台街に欲しい販売品目のトップが「地元の農産品」であった。「十勝の住人は食料生産地に暮らしながら本当においしいものを食べていない。良いものはすべて大消費地に送られている」という反省のなかから、十勝地域の農産物を地域の資源として見つめ直す取組が始められた。

屋台が並ぶ広場では、夏の期間、地元農産物の夕市が開かれる。畑作、野菜、酪農、肉牛の4人の農業者が共同で経営する屋台も出店し、自家生産の農産物を使った旬の料理を味わうことができる。

「北の屋台」は、地元の常連客を中心に、北海道を訪れた観光客の関心を集めることにも成功して、観光シーズン以外にもぎわっている。

(2) 個々の経営の六次産業化から地域全体での六次産業化へ^{*2}（広島県世羅町）^{せらちょう}

旧世羅町、旧甲山町、旧世羅西町の3町（平成16年10月、合併により、世羅町）にまたがる世羅高原は、昭和40年代以降の農地開発によって400haの農地が造成され、果樹や花きを中心とした農業が営まれている。入植した農業者は、それぞれ観光農園や消費者への直接販売を行い、また、女性グループも農産物の加工に取り組むなど、活発な活動が行われてきた。

しかし、近年、観光農園の入り込み数が減少し、また、加工品も販売が行き詰まるなど、様々な問題が顕在化するようになってきた。こうしたなかで、農業者の間には、これまで地区外の農業者や観光協会、商工会等地域全体での連携・交流が行われてこなかったという反省が生まれてきた。このため、個々の農業者が個別に活動する「点」としての取組から、農業者同士の「横」の連携を強化し、さらに地域住民という「面」に広げていくことが必要であるという認識が醸成されてきた。

*1 クラスター(cluster)とは、本来「ぶどう等の果実の房」を意味するが、転じて「群、集団」の意味。ここでは、特定の地域で特定分野の関連企業、大学などの関連機関が協力して、相乗効果を生み出す状態を指す。

*2 農業者が、農産物の生産（第一次産業分野）に加え、加工（第二次産業分野）、直売、飲食提供、体験等（第三次産業分野）に取り組むことを農業の六次産業化（ $1+2+3=6$ 、あるいは $1\times 2\times 3=6$ ）という。

11年、3町の32団体からなる「世羅高原6次産業ネットワーク」が結成された。広域の農業・人材資源をネットワーク化し、その相乗効果によって、「世羅高原」を一つの地域として育てていく活動が始まった。

「世羅高原6次産業ネットワーク」では、フルーツ王国せら高原夢まつりの開催、加工品の農産物直売所での販売、地域の味を掘り起こす產品研究会の開催や農業体験学習の取組等、地域内での連携活動に積極的に取り組んでいる。15年の売上げは14億円、入り込み数は110万人に及び、しかも、リピーターが70%を占めるなど、都市住民や地域の住民との交流が活発化している。

(農業と異業種との連携は、他の産業分野に比べて遅れている)

地域内の異業種との連携を図る方策の一つとして、产学研官連携や異業種交流グループの活動も活発になっている。

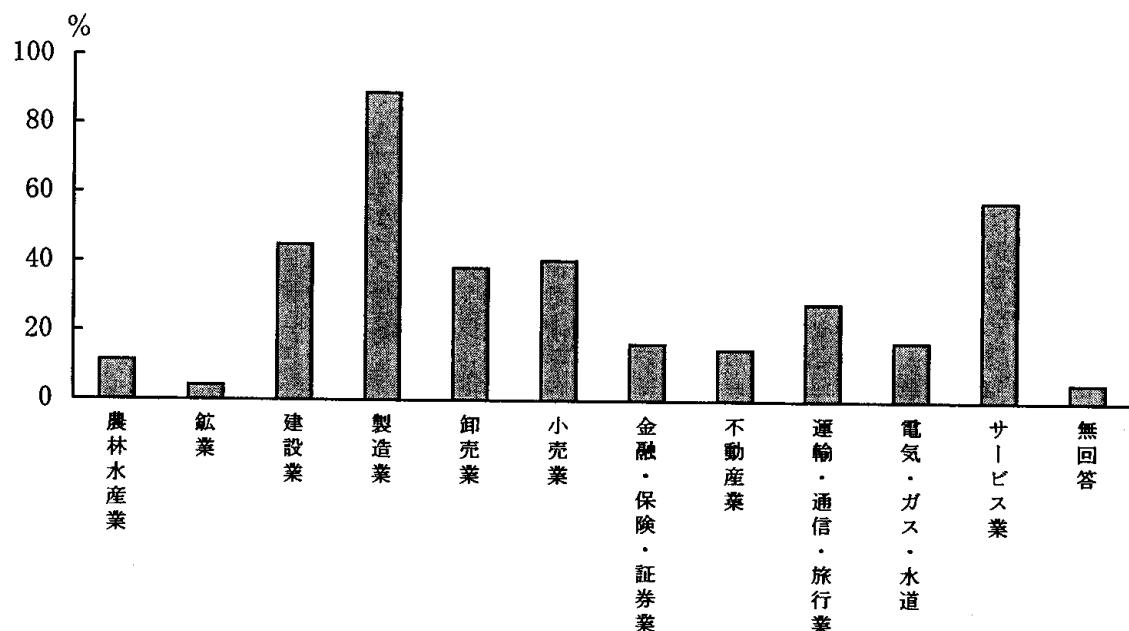
地域における異業種交流グループに関する調査によると、全国には3千の異業種交流グループが存在し、13万社が参加しているが、これらのグループへの農林水産業の参加率は11.3%と、他産業を大きく下回っている(図III-29)。また、異業種交流グループと他組織の連携の状況について調査した報告においても、「第一次産業関係(農林漁業等)団体」との連携があると回答したグループは7.9%にとどまっており、連携上の問題点として、「連携、ネットワークのあり方が模索段階」、「意識のずれが大きすぎる」があげられている。一方で、連携上のメリットとして、「幅広い商品開発が可能となる」、「地域活性化につながる」等があげられている。また、将来の連携の意向についても、NPO、女性グループ、高齢者グループ、まちづくりグループ等と並んで、第一次産業関係団体の伸び率は高くなっている^{*1}。こうした問題点や期待を踏まえ、農業分野においても、地域での連携に積極的に取り組んでいく必要がある。

<事例：農業を含めた異業種交流活動による地域経済活性化>

福島県内の酒造関連の各企業は、それぞれが大きな課題に直面していた。日本酒の酒造会社では日本酒の愛好者層の高齢化等による消費量の低迷、酒販店では価格競争の激化、飲食事業者では不況による客足の伸び悩み等である。そこで、魅力ある商品の共同開発を目指し、福島大学の研究者の協力も得て、研究会「プロジェクトF21」を立ち上げた。

*1 (財)産業研究所「異業種交流活動の課題と政策措置に関する調査研究」(16年3月公表)。全国の異業種交流グループ2,000を対象として実施したアンケート調査(回収率28.0%)。

図III-29 異業種交流グループの参加企業の業種構成



資料：中小企業総合事業団「グループ情報調査」（16年2月公表）

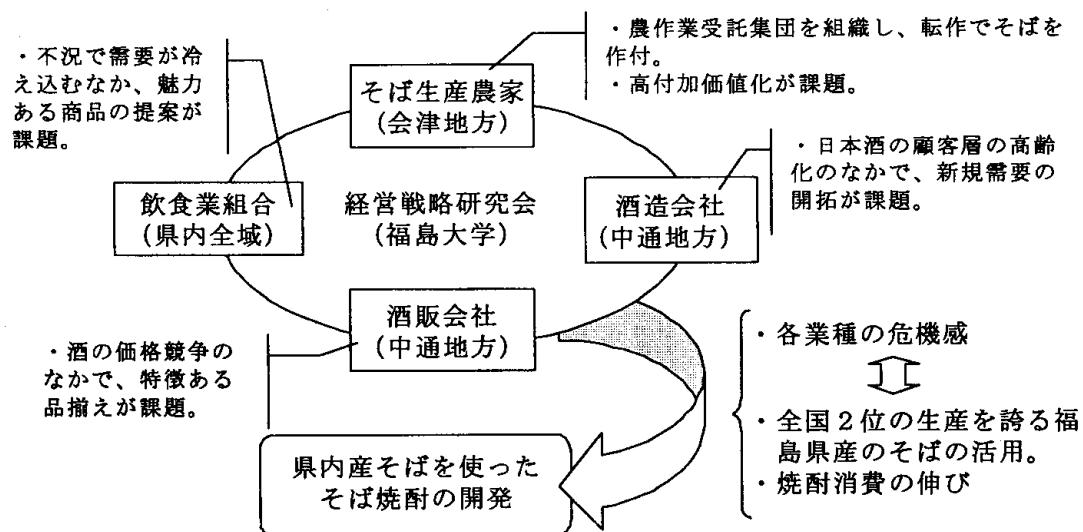
注：1) 全国の異業種交流グループ2,880に対して実施したアンケート調査（回収率40.3%）。

2) 各異業種交流グループへの参加率を業種別に求めたものである。

3) 産業分類は、産業大分類に基づく整理による。

議論を進めるなかで、近年、全国的に焼酎の消費量が伸びていること、福島県が全国第2位のそばの産地であることが話題になり、県内産のそばを原料にしたそば焼酎の開発の話が持ち上がった。そこで、水田転作で

プロジェクトF21による連携の模式図



資料：農林水産省作成。

生産したそばの付加価値の向上を模索していた会津坂下町の農家グループに声をかけ、同グループが栽培したそばを原料に、酒造会社がそば焼酎を製造し、酒販店、飲食店が販売するという構想に発展した。

平成15年12月、完成したそば焼酎を県内で販売したところ、好評をもって迎えられた。発売2年目の16年度も1万4千本を売り上げたことから、「プロジェクトF21」では、さらに、地鶏など地域の他の農産物を活用して、新事業の展開ができるかと意気込んでいる。

(農業と異業種の連携においては、広域的な連携も重要である)

地域内の異業種連携による経済活性化を進めていくためには、地域の多様な主体との連携が重要となるが、産業集積の度合いが低い農村部では、このような連携を地域内の取組だけで進めていくことが困難な場合もある。

伝統産業や農林水産業等の地域資源を活用した地場産業の振興方策について、市町村を対象に行った調査では、人口規模の小さな市町村ほど他市町村や民間企業等との連携・協力が乏しく、「取り組む意向があってもできない」とする声も多くなっている(図III-30)。また、取組に活用している人材についても、行政職員や女性・高齢者等の住民が多く、民間人の活用は少なくなっている。

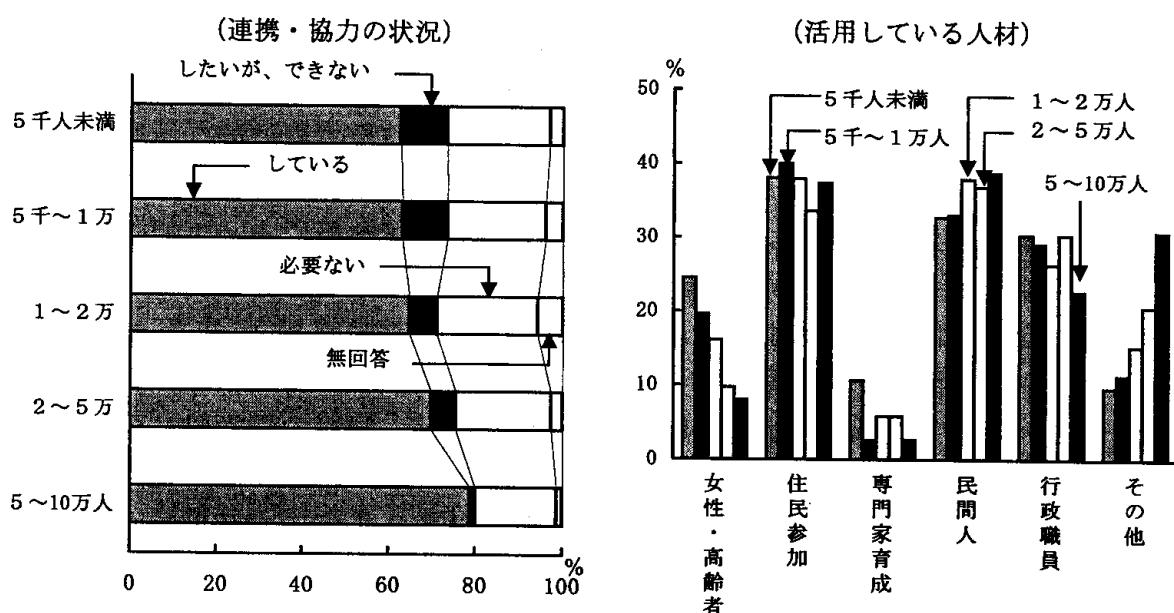
こうしたことから、人口規模が小さく、市町村の中での連携が困難な市町村においては、地域内の人材の育成を行うとともに、市町村の外の人々や組織との積極的な連携を進めていくことが求められる。この場合、複数の市町村間の交流、山村・農村・漁村を結ぶ河川の流域を一つの圏域とする流域圏での交流、県境を越えた交流等、取組の性格や内容の違いに応じて狭域から広域に至る取組を進めていくことも重要である。

ウ 地域活性化を支える人材・組織の育成と連携

(地域活性化を担う人材の発掘・受入れと育成が重要である)

農村地域の活性化の取組は、行政機関や農業関係団体等以外に、農業者、女性、高齢者、地域住民、商工業者、NPO等、多様な主体によって担われている。

図III-30 市町村規模別にみた地場産業振興における連携・協力の状況



資料：国土交通省「農山漁村における国土利用のあり方に関する調査」（16年3月公表）

注：全国の人口10万人未満の2,961市町村を対象としたアンケート調査。本設問の回答総数は894。

都市と農村の共生・対流に関する活動についての調査によれば、現在取り組んでいる活動の運営面での成立条件としては、「行政との連携」とする回答が最も多くなっている（図III-31）。また、今後の活動を持続・発展させるための条件としては、「地域住民の参加、意見の取り入れ」、「リーダーの存在」、「積極的な情報発信（ホームページ、広報誌、講演会等）」の割合が上昇し、「行政との連携」の割合は大きく低下している。このことは、活動当初の段階では行政の支援が大きな働きとなるが、その後の継続的な活動を行ううえでは、地域自らの人材と組織力による運営や情報発信が重要であることを示唆している。

このような地域活性化の取組は、各種の組織や団体、協議会等によって担われることが多いが、地域資源を活用した個人の創業や起業も就業機会の少ない農村地域においては特に重要である。例えば、農村女性による起業活動についての調査^{*1}によると、起業数は8,186件（15年度）で増加の傾向を示している。活動内容は、農業生産は13%であるが、食品加工が72%、朝市等の販売・流通が44%を占めるなど、地域の農産物に付加価値をつける加工・流通分野での起業が多くなっている（図III-32）。このような地域資源を活かした起業は、地方経済の低迷や過疎化・高齢化が進むなか、ますます重要性が高まるとみられる。また、高齢者はこれまで培ってきた知識や技能、経験を有していることに加えて、ボランティア活動をはじめとして、集落の様々な取組を担っていることから、これら高齢者の意欲や能力を地域活性化に活かしていくことが重要である。

さらに、近年、国民の価値観の多様化等に伴い地方の若者の地元定着志向の高まりも一部でみられるようになっている（図III-33）。一方、出生県にUターンした人の割合をみると、男性31.8%、女性27.4%と、5年前に比べ、それぞれ4.6ポイント、2.5ポイント増加しており、特に、40～50歳代前半の男性では40%程度と高くなっている。また、65歳以上の男性は、50歳代後半～60歳代前半に比べUターン率が高くなっている。また、定年後に故郷に戻る動きがうかがわれる^{*2}。地方における就業機会の確保には厳しい面もあるが、地元定着志向の若い人たちや、新規就農者、UJTIターン^{*3}者は、新しい発想や様々な分野での人々との出会い等を通じたノウハウ等の知恵を有しており、地域活性化を図るうえでの貴重な人的資源である。

農業集落のなかには食品製造業との連携、女性の起業による農産加工や農村レストランの運営、高齢者による生産技術の伝承活動、UJTIターン者による都市農村交流の取組への参画等により、集落の維持・再生に成功している事例もある。

今後、地域の活性化を図っていくためには、農村女性、高齢農業者、農業行政経験者も含め地域の内外からの人材の積極的な発掘・受入れ、地域のリーダーの育成、研修等の人材育成の取組の強化が重要となっている。

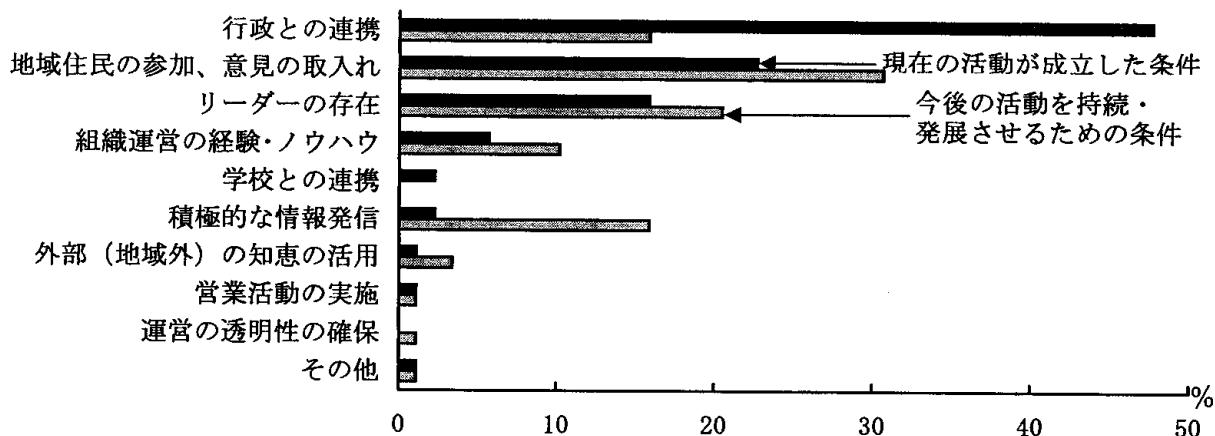
＜事例：女性、高齢者、UJTIターン者等も積極的に参加した地域住民の協働による地域活性化の取組＞
大分県宇佐市（旧安心院町）松本集落では、平成8年頃から他集落や都市住民との交流活動として

*1 農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（16年5月公表）

*2 国立社会保障・人口問題研究所「第5回人口移動調査」（13年7月調査）、「第4回人口移動調査」（8年7月調査）。「出生県にUターンした人の割合」とは、出生県から転出した経験のある人のうち、調査時点でお出生県に戻っている人の割合である。

*3 卷末[用語の解説]を参照

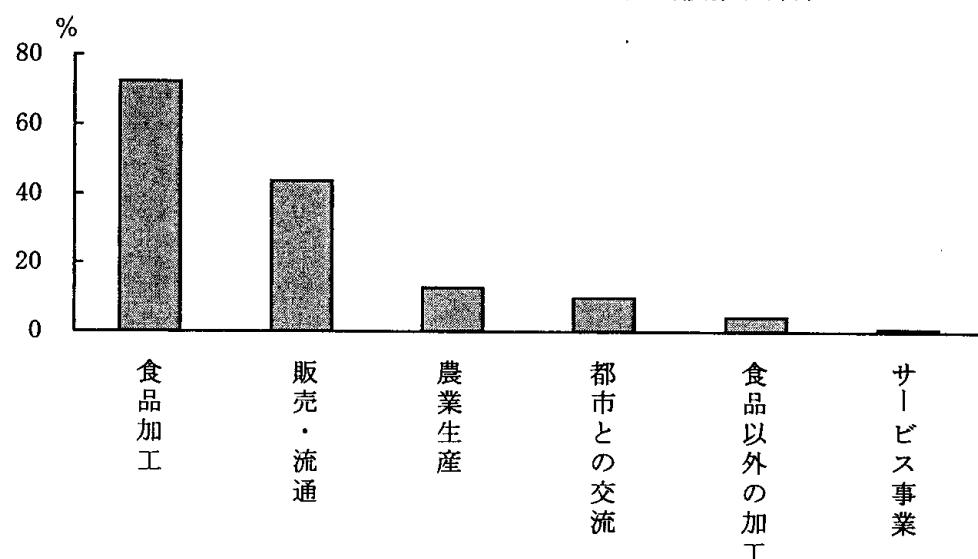
図III-31 都市と農村の共生・対流に関する活動の成立条件



資料：(財)日本農業土木総合研究所「農村振興整備状況調査（都市と農村の共生・対流に関する検討調査）」(16年3月公表)

注：市町村から紹介された、都市と農村の交流活動を実施している94団体を対象として実施。

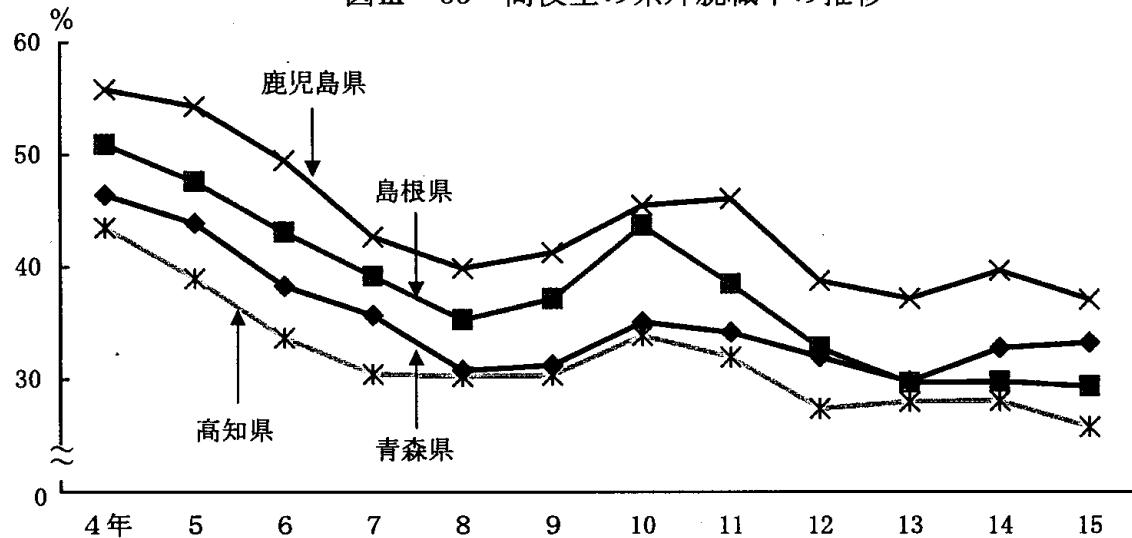
図III-32 農村女性による起業活動（複数回答）



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」(16年5月公表)

注：農村女性により取り組まれている起業活動8,186件を対象として実施した調査。

図III-33 高校生の県外就職率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

注：4年の県外就職率上位10県のうち、地方圏に所属し、かつ各地域ブロックで最も県外就職率の高い4県を抽出した。

「ほたるの里の音楽会」や「夏の夜の映画祭」を開催するとともに、生産活動としては12年には営農組合を設立して、大豆の契約栽培を行い、14年には大分市内に集落のアンテナショップを開設するなどの活動を行っている。そのようななか、高齢者や女性はアンテナショップや直売所で販売される農産物の生産や大豆こんにゃく、練り味噌、漬け物等の農産加工品の製造を担うことで、集落に活気が出できている。

また、集落には、集落の外の人たちを受け入れる開かれた雰囲気があり、2年から16戸、55名のU Iターン者が定住している。U Iターン者は地域にとけ込んで活動し、集落のお年寄りも、若者やU Iターン者の考え方や行動を積極的に支持するなど、全住民参加により活動が行われている。そのため、U Iターン者が営農組合の担い手やアンテナショップの店長として活躍するなど、子どもからお年寄りまで、地域住民の協働により地域の活性化の活動が展開されている。

(地域活性化に携わる組織づくり・関係機関の連携が求められている)

農村地域の活性化の取組については、住民等地域の多様な人々の主体的な参画と継続的な活動が最も重要であるが、先のアンケート調査結果^{*1}にみられるように、行政機関をはじめとする関係機関との連携も重要となっている。農村地域には、市町村に加えて、地域農業改良普及センター、農業委員会、土地改良区、農協等、農業や農村の振興・活性化にかかわる様々な農業関係機関が活動している。市町村については、合併の取組が全国的に推進されており、16年4月1日現在で、3,100の市町村は、17年度末には2,289の市町村に合併・統合されると見込まれており、農業委員会、土地改良区、農協等の組織の活動区域についても統合等により広域化しつつある。このように農業関係機関の活動範囲が広域化することに伴い地域の具体的な取組を担う人材不足や組織の弱体化が懸念されている。農業・農村に関する施策が現場に浸透し、具体的取組として円滑に推進されるためには、地域の関係者が一体となり、人材の育成や組織づくりを促進することが重要である。特に、農業関係機関が農村現場段階において、活動内容に応じた各組織の役割分担等を明確にしながら具体的な連携の取組を強化することが重要である。

また、農村の振興にかかわる課題は、様々な分野に及ぶため、分野横断的な取組が有効である場合も少なくない。このため、市町村段階における行政機関や各種組織の主体性や自主性の発揮を促すことができるよう、関係府省においては、相互に連携した取組や関係する事業等の弾力的かつ効率的な運営も求められている。

こうした人材の育成や関係する組織間の連携の取組は、今後、農村地域の再生を図るうえで、ますますその重要性が高まっている。

*1 図III-31参照。

むすび

本年度報告の分析の基本的視点は、今日の「食」と「農」をめぐる様々な問題には、この二つの間の距離の拡大が影響を及ぼしていることを明らかにするために、その距離の拡大の実態と要因について、様々な角度から整理、分析することであった。そのうえで、この問題解決に向けては、新たな基本計画のもとで、消費者、農業者、食品事業者、行政、関係団体等がそれぞれの役割を自覚し、食料、農業及び農村の各分野での具体的な取組を強化することの必要性を訴えることに力点をおいた。この分析を通じて明らかになった最近の食料、農業及び農村の情勢や今後の課題を整理すると以下のとおりである。

(食の安全及び消費者の信頼確保と食料の安定供給システムの確立)

第1に、食の安全の確保を通じて消費者の信頼を回復し、国民の食卓と農業生産の現場の結び付きを強めることにより食料の安定供給システムを確立する必要性が高まっていることである。

近年相次いで発生した食の安全に関する問題は、我が国の食料供給が特定国からの輸入に多くを依存し、ぜい弱な構造にあること、食品の大量生産・広域流通のもとで農業生産や食品の製造・流通の現場と過程が、消費者からは見えにくくなっていることを浮き彫りにした。このような我が国の食料供給システムの形成には、飽食ともいえる豊かな食生活、食の簡便化、外部化の進展とともに拡大してきた食品産業、消費者や食品産業等のニーズに十分に対応し得ていない国内の農業生産等が影響を及ぼしている。このような状況のなかで、供給熱量ベースの食料自給率は、先進国で最低の水準にあり、前基本計画策定以降も横ばいで推移している状況にある。また、生活習慣病とかかわりの深い食生活の乱れや大量の食品ロスが生じている。

このような問題に対処するためには、消費段階から産地段階を通じて、リスク管理の徹底による食の安全と消費者の信頼の確保、食料自給率向上の取組を通じた食料供給力の確保、食品産業と農業の連携、食育や地産地消の推進を図ることによって、「食」と「農」の距離を縮め、その一体性を確保することが重要となっている。

(構造改革の加速化と地域農業の再編、国産の強みを活かした農業生産体制への転換)

第2に、農業の構造改革の加速化と地域農業の再編に取り組むとともに、国産の強みを最大限に活かした農業生産体制へ転換していく必要性が高まっていることである。

最近の農業の情勢は、15年の冷害に引き続いて大きな気象災害等が16年に発生し、農産物価格や食料消費の低迷、輸入農産物の増加等に伴い農業生産の減少が続いている。また、昭和一けた世代の農業労働力のリタイアが加速化し、地域の担い手の確保も不十分で、農地の利用集積も鈍化するなど、生産構造のぜい弱化が進行している。さらに、WTO農業交渉やEPA／FTA交渉が進展するなかで、今後、国境措置に過度に依存しない政策の構築と農業の競争力の強化が急務となっている。

このように農業をめぐる情勢は厳しいが、その一方で、消費者は、国産農産物について、安全性、品質、おいしさの点で輸入品よりも高く評価しており、一定程度割高であっても国産品を購入するニーズが存在する。

したがって、農業の競争力を強化し、これらのニーズに的確にこたえることが今後の国内農業の維持・振興を図るうえで不可欠となっている。その具体的な取組の方向としては、

食の安全と消費者の信頼の確保、地域ブランド化、食品産業への対応、農業経営等における実践的、革新的な技術の導入、戦略的な輸出促進、環境保全を重視した農業生産の強化等があげられる。

今後、消費者・実需者のニーズに的確にこたえる生産体制を構築するためには、国産の強みを活かした主体的な取組への支援、認定農業者制度の活用、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化、担い手の経営の安定を図る品目横断的政策の導入、農地制度改革等を促進する必要がある。

(地域資源の主体的な活用による農村地域の再生と活力ある農村の創造)

第3に、農業の有する多面的機能の発揮等の役割を担う農村地域の再生と地域の創意工夫を活かした活力ある農村の創造の必要性が高まっていることである。

農村地域では、過疎化、高齢化、混住化が進行するなか、農業集落等のコミュニティ機能の低下や農業をはじめとする地域経済活動の低迷等に直面している。このため、これまで農業集落等が担ってきた農地や農業用水、農村景観、伝統文化等の保全管理が困難となり、食料の安定供給や農業の有する多面的機能の発揮に支障が生じる懸念が強まっている。

16年に相次いだ農業気象災害や新潟県中越地域での大地震の発生は、農村地域が常に厳しい自然環境のもとにあること、農山村での生産活動や生活が、川の下流域に暮らす都市住民等の生活基盤を守る防波堤の役割の一端を担っていることを、国民が改めて実感する機会ともなった。したがって、農村地域が再生し、活力を取り戻すことは、国民の安全で安心な生活の確保を図るうえで、身近で、かつ、切実な課題である。

今後は、農村地域が、地域固有の様々な資源を積極的に活用し、自らが主体的に取り組み、立ち上がるることが重要である。そのためには、都市と農村の共生・対流の促進、地域活性化を支える人材や組織の育成と連携、行政や関係団体との連携、これらの取組を支援する関係府省の連携や弾力的な事業運営等に取り組むことが求められている。

(国民一人ひとりの主体的な参加と具体的な行動を通じた農政改革の実現に向けて)

現在、都市やその近郊で暮らす多くの国民は、日常生活での食品の摂取、地方への旅行、新聞やテレビの報道などを通じて、農業、農村の様子を垣間見ることが多く、その実態を身近に感じることが難しくなっていると考えられる。このように国民の生活と農業、農村との間には距離があるが、食料は、農業・農村の存立なくしてその安定供給は確保され得ないことから、食料と農業・農村の一体性が確保されることで初めて国民の社会生活におけるそれらの使命が発揮されるものである。従って、今後、これら的一体性が確保されるように、食料が消費され、国民生活が営まれる川下部門と農業、農村の川上部門の間で、財やサービス、人材、資金、情報などのやり取りが活発化することが重要である。最近では、地産地消、スローフード、農業と食品産業の連携、直売所、グリーンツーリズム、農業と異業種との連携などの動きが各地でみられるようになっている。今後、これらの動きに国民一人ひとりが主体的に参画することは、食料供給の使命を担う農業と、有形無形の貴重な地域資源をかかえる農村を次世代に継承するための国民の責務ともいえよう。

新たな基本計画では、新たな食料自給率の目標と、その目標達成に向けた関係者による主体的な取組の重点事項が示され、国民参加型の取組を強く提起している。今後、この取組を進めるための第一歩は、まず、国民一人ひとりが、日頃から身近な事柄を通じて食料、農業及び農村の実態や課題について、関心をもち、考えることから始まると考えられる。

本報告が、その機会を提供する役割の一端を担うことを切に願うものである。

[用語の解説]

1. 基本統計用語

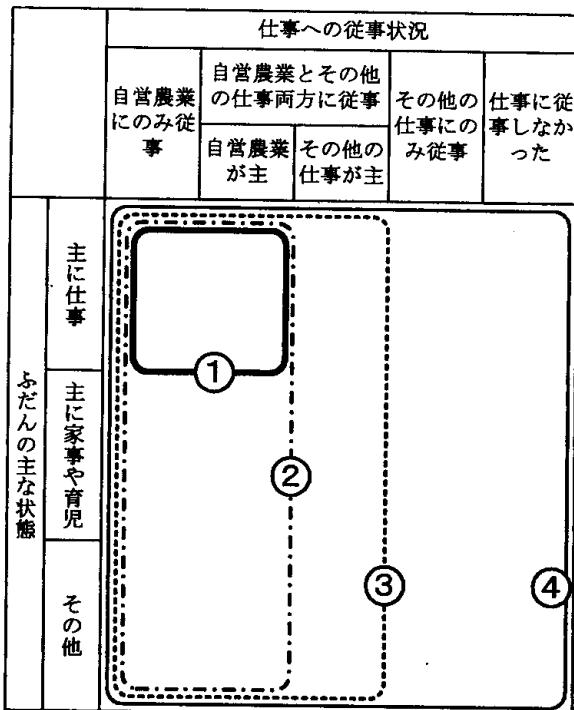
農家等分類関係

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家 (主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)

農業経営関係

用語	解説
農家総所得	農業所得+農外所得+年金・被贈等の収入
農家所得	農業所得+農外所得
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)-農業経営費 (農業経営に要した一切の経費)
農外所得	農外収入(自営兼業収入、給料・俸給)-農外支出(自営兼業支出、通勤定期代等)

農業労働力関係



① 基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

② 農業就業人口

自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者

③ 農業従事者

15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

農業専従者

農業従事者のうち自営農業に従事した日数が150日以上の者

④ 世帯員

原則として住居と生計を共にする者

農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの
区分	基準指標（下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村または市町村 <input type="radio"/> 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く <input type="radio"/> 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 <input type="radio"/> 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
 2) DID（人口集中地区）とは、原則として人口密度が $4,000\text{人}/\text{km}^2$ 以上の基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。
 3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

※ 「中山間地域」とは、農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

2. 五十音順

あ

稻発酵粗飼料

稻の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。

栄養不足人口

健康と体重を維持し、軽度の活動を行うために必要な栄養を十分に摂取できない人々。FAO（国連食糧農業機関）は、開発途上国に約8億人が存在すると推計している。

NPO（法人）

(Non Profit Organization)

営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの法律行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。

か

家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人的地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係者の認識醸成が図られることから、農業経営の近代化を促進していく上で重要な取組となっている。

ガット（GATT）

General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）の略。1948年に発足し、貿易面から国際経済を支える枠組みとして機能。我が国は55年に加入した。この協定の基本原則は、貿易制限措置の削減、貿易の無差別待遇（最恵国待遇、内国民待遇）とされている。ガットは正式な国際機関ではなかったが、これを拡大発展させる形で正式な国際機関としてのWTO（世界貿易機関）が95年1月に発足した。94年時点のガット及びその関連文書はWTO協定に取り込まれている。

関税割当（制度）

関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（一次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（二次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組みである。

供給熱量と摂取熱量

供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量は実際に摂取される総熱量をいう。一般には、前者については農林水産省「食料需給表」、後者については厚生労働省「国民栄養調査」の数値が使われている。

両者は算出方法が全く異なるが、近年、供給熱量は微増ないし横ばい傾向にあるのに対し、摂取熱量は微減傾向にあり、その差は拡大してきている。その要因として、供給熱量には相当量の食品廃棄、食べ残しが含まれているのに対し、摂取熱量にはそれらが含まれていないことから、食品ロスの増加等が指摘されている。

共通農業政策（CAP）

Common Agricultural Policyの略。EU域内の各国共通の

農業政策であり、農業生産性の向上、農家の所得増大、農産物市場の安定化等を目的とする。「共通市場制度」と「農村開発政策」の2つの柱から構成されるが、財政支出の抑制、WTO農業交渉等を背景として、数次にわたり、支持価格の引下げ及び直接支払いや農村開発政策の強化に向けた改革が行われてきた。

ケアンズ諸国

輸出補助金の撤廃を目指して1986年にオーストラリアのケアンズで結成された農産物輸出国のグループ。

(アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ウルグアイの計17か国)

経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）

Economic Partnership Agreement／Free Trade Agreement の略。2以上の国が関税の廃止や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるもので、物やサービスの貿易を自由にする協定をFTAという。FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係を強化する協定をEPAという。これらは本来、WTOの最惠国待遇に反するものとされている。しかしながら、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件（①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内（原則10年以内）に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等）のもとに認められている（貿易及び関税に関する一般協定（ガット）第24条他）。

原産地規則

国際的に取引される物品の原産国を明確にするための規則であり、特恵分野（開発途上国に特別の便益を与えるために一般より低い税率を適用する場合やEPA／FTAの締結により、域内加盟国を対象に特別の税率を適用する場合等）と非特恵分野にかかるものに大別される。EPA／FTAにおいては、特に迂回輸出を阻止する観点から、原産地規則の適切な制定及び運用が重要となっている。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

構造改革特区（制度）

地方公共団体等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図る制度。

農業分野では、これまで①リース方式による一般の株式会社、NPO法人等の農業参入、②市民農園開設主体の拡大、③農業生産法人の要件における農業関連事業の拡大、④農地権利取得要件における下限面積の設定基準の緩和、の4つの特例が設けられている。

効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者とそん色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。

国内総生産（GDP）

Gross Domestic Productの略。国内において一定期間（通常1年間）に生産された財貨・サービスの付加価値額の総計。国内の経済活動の水準を表す指標となる。

米政策改革大綱

水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に平成14年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

さ

作況指數	作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり（予想）収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢を基に算出したその年に予想される収量のことである。
市場アクセス	ある国の国内市場への產品・サービスの市場参入の権利・方法をいう。
集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。 ①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。 農業政策上も、①生産の効率化、②コストの低減、③農地の保全、管理等それぞれの集落営農の機能・役割に応じ、支援策を講じている。
(中山間地域等直接支払制度における) 集落協定	直接支払いの対象となる傾斜等により農業生産条件の不利な1ha以上の一団の農用地において農業生産活動等（耕作、農地管理等）を行う農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動等が維持されるよう、①構成員の役割分担、②生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後5年間に取り組むべき事項や目標を定めるもの。 (注) ここでいう集落とは、一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団をいう。
食の外部化	女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、ライフスタイルの多様化等を背景に、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。このような動向を総称して「食の外部化」という。→中食（なかしょく）。
助成合計量 (A M S)	Aggregate Measurement of Supportの略。WTO農業協定において、削減対象とされている国内支持の総額。AMS = 市場価格支持（農産物の内外価格差 × 生産量）+ 削減対象直接支払い（削減対象となる農業補助金等）。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、各国のAMSについて、1986-88年の水準を基準として、1995年から2000年までの6年間で20%削減することが合意された。
ゼロエミッション	ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、全体として廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す構想。ゼロ・エミッションは、ただ単にリサイクルによる資源の有効利用にとどまらず、環境廃棄物処理に伴って発生する温室効果ガスの削減にもつながるものである。
損益分岐点比率	売上高と費用が等しく、利益も損失も生じない採算点を「損益分岐点」、それに対応した売上高を「損益分岐点売上高」といい、この損益分岐点売上高以上の売上高をあげることによって、はじめて利益が発生する。実際の売上高に対するこの損益分岐点売上高の比率をみたものを「損益分岐点比率」といい、この値が低いほど収益力が高く、経営が安定していることを示す。

損益分岐点売上高及び損益分岐点比率は次式により試算される。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費} / \text{売上高}}$$

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{現実の売上高}} \times 100$$

た

W T O

World Trade Organization (世界貿易機関) の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に代わり、1995年1月に発足した国際機関。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

地域水田農業ビジョン

米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

直接支払い

国・地方公共団体等から生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。W T O協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、削減の対象外となっている。

米国・E U等においては、農業者の経営安定のための主要な政策となっている。

土地改良区

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者(原則として使用収益者)により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたる。かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行う。平成14年度から愛称を「水土里ネット」にするとともに、土地改良区自らがこれまでの役割を評価し、住民と一緒にになった地域づくりを行う「21世紀土地改良区創造運動」を推進している。

特化係数

ある地域における産業等について、国内全体に対する比較優位の程度を測る指標の一つ。例えば、A地域におけるB産業の特化係数は次式により与えられ、特化係数が1よりも大きい場合、A地域のB産業への特化度合いが全国に比較して大きいことを示す。

$$\text{特化係数} = \frac{(A\text{地域におけるB産業の生産額} / A\text{地域における産業全体の総生産額})}{(我が国全体のB産業の生産額 / 我が国の産業全体の総生産額)}$$

特定農業団体

- ① 担い手不足が見込まれる地域において、
- ② その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、
- ③ 地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)

特定農業法人

- ① 担い手不足が見込まれる地域において、

- ② その地域の農地の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人であつて、
③ 地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、自己の経営判断とは別に、これに応じる義務を負うという特別の性格を有する農業生産法人
(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルス感染による鳥類の疾病であり、人のウイルスとは異なる。鳥インフルエンザのうち鶏等に高致死性の病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。鶏等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡することもまれではない。なお、鳥インフルエンザウイルスは、生きた鳥との接触等により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染することは報告されていない。

トレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）

食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産や流通段階で集積された情報を媒体（二次元コード、電子タグ等）を介して検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

な

中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持つて帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。

認定農業者（制度）

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。

農業固定資本（額）

建物、自動車、農機具、植物、動物等（土地を除く）、農業生産過程に固定されて繰り返し使用される資本財の価値額。使用される過程で、価値の一部分は次第に生産物に移行し、その価値は減価していく。

農業集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心には、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他の生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

農業総産出額

農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。

農業のもつ自然循環機能

稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①土壤の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として再び作物に吸収される、③土壤中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を

促進する機能を有しており、これを総称して農業のもつ自然循環機能という。

農業の持続的な発展のためには、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要であることから、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて指定された農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は

バイオマス・ニッポン総合戦略

地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点からバイオマスの総合的な利活用の推進に向けて、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期実現するために14年12月に閣議決定された戦略。

同戦略にはバイオマスに対する国民の共通理解を醸成するとともに、22年を目途とした、技術的観点、地域的観点、全国的観点の3点の具体的目標が盛り込まれている。

BSE（牛海绵状脳症）

Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活性化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。

非貿易的関心事項

食料安全保障、農業のもつ多面的機能、環境保護等貿易の対象とならない重要関心事項。

なお、WTO農業協定第20条において、2000年から開始される新たな農業交渉では非貿易的関心事項を考慮すべきことが規定されており、このことはドーハ閣僚宣言においても確認されている。

ブレンド米

複数の品種・産地の米を混合（ブレンド）した米。品種・産地等が異なる米を混合することで、味、品質、価格等を調整できる効果がある。一般的に、単価の高い有名品種・産地の単一品種米と比較して低価格であることが多い。

プロードバンド

本来は「広帯域」という意味であるが、現在では主に、ケーブルテレビやADSL、光ファイバなど（超）高速インターネット基盤を利用した高速・大容量の情報通信サービスのことをいう。

プロードバンドを利用すると、例えば、映像や音声など大容量のデータを使った動画ニュース、音声・映像付きの電子書籍等を様々な方式で利用することができる。

ま

モダリティ

WTO農業交渉においては、市場アクセス、国内支持、輸出規律の各3分野について各国に共通に適用されるルールをいう。ウルグアイ・ラウンド農業合意でみると、「助成合計量の実施期間中の20%削減」や「農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）の関税削減」等がこれに当たる。

や

U J I ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法、「農業振興地域の整備に関する法律」により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。

輸出補助金

產品を輸出する際に政府から交付される補助金で、これにより輸出促進効果があるうえ、当該補助金相当額分だけ価格を安く設定することができることから、貿易をわい曲するおそれがある。我が国の農業分野ではこのような制度はないが、主にEU等で実施されている。

ら

レッドリスト

レッドデータブック（環境省が日本の絶滅のおそれのある野生生物種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）の基盤となる日本の絶滅のおそれのある野生生物のリスト。